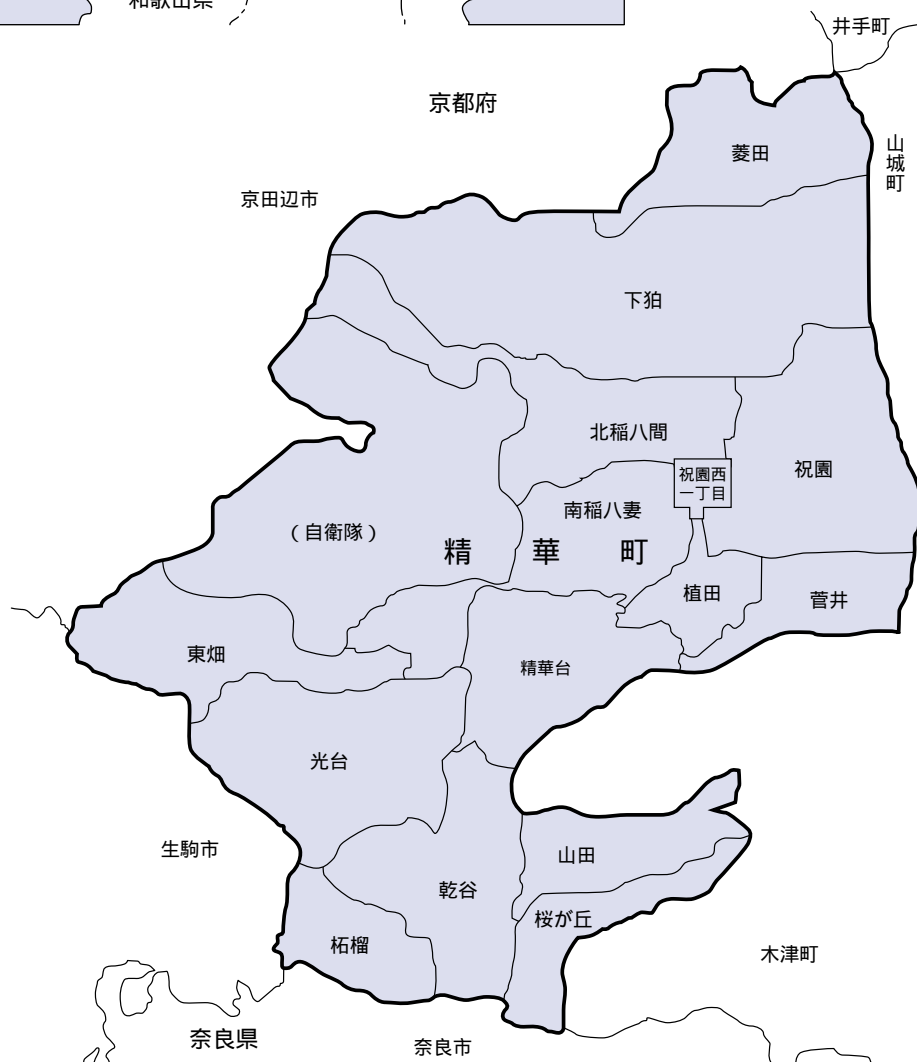
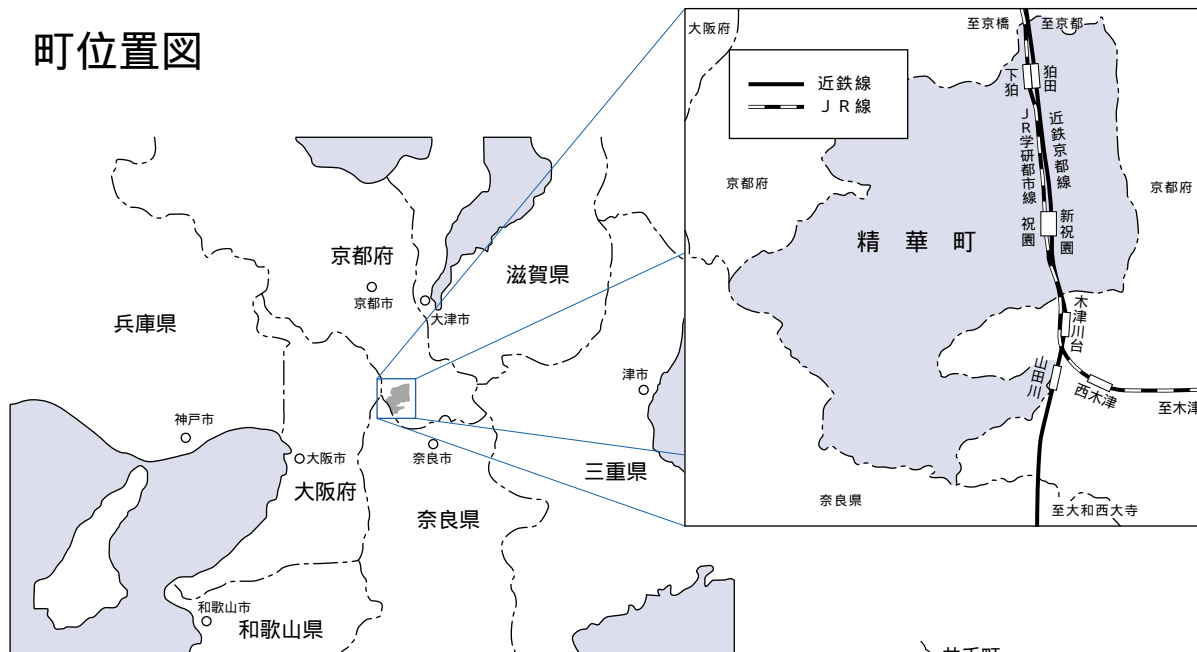


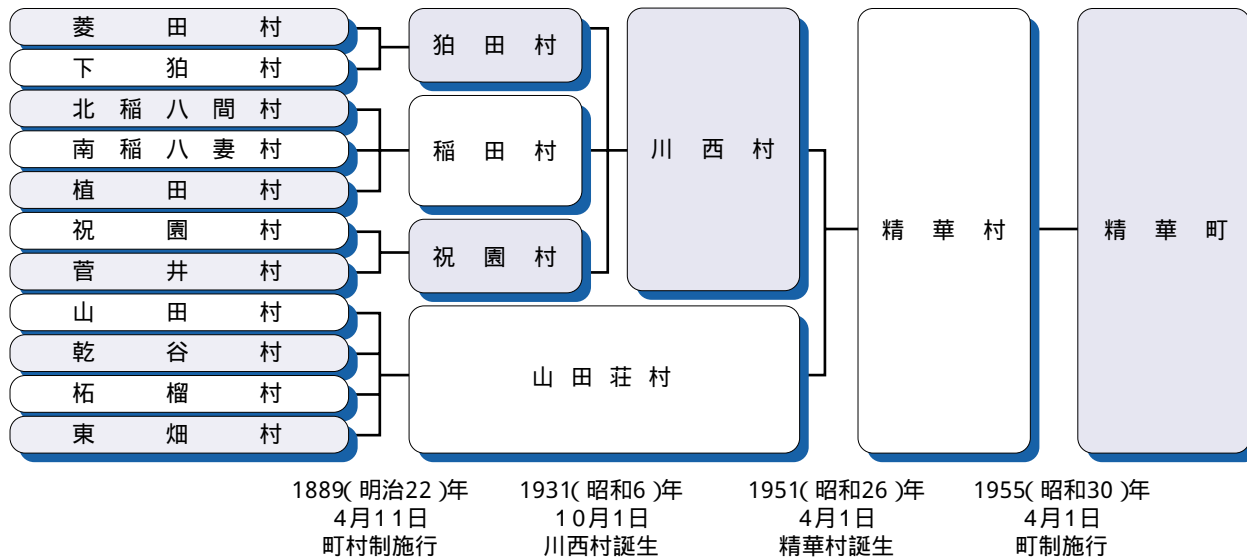
參考資料

精華町の概要

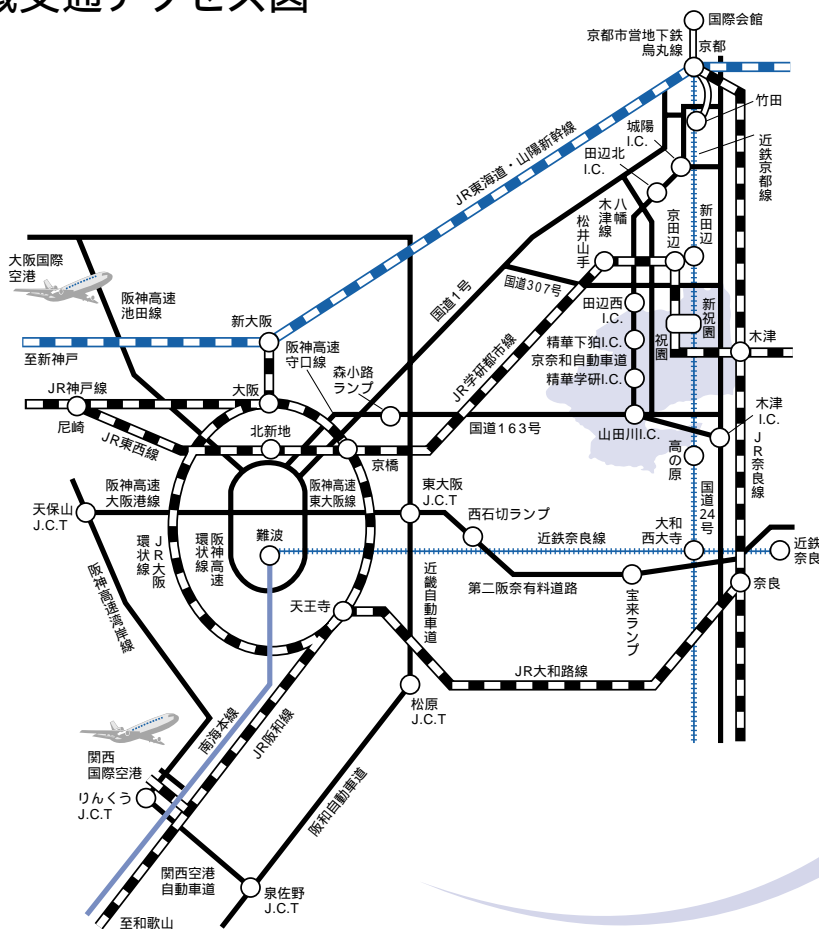
町位置図



町の沿革



広域交通アクセス図

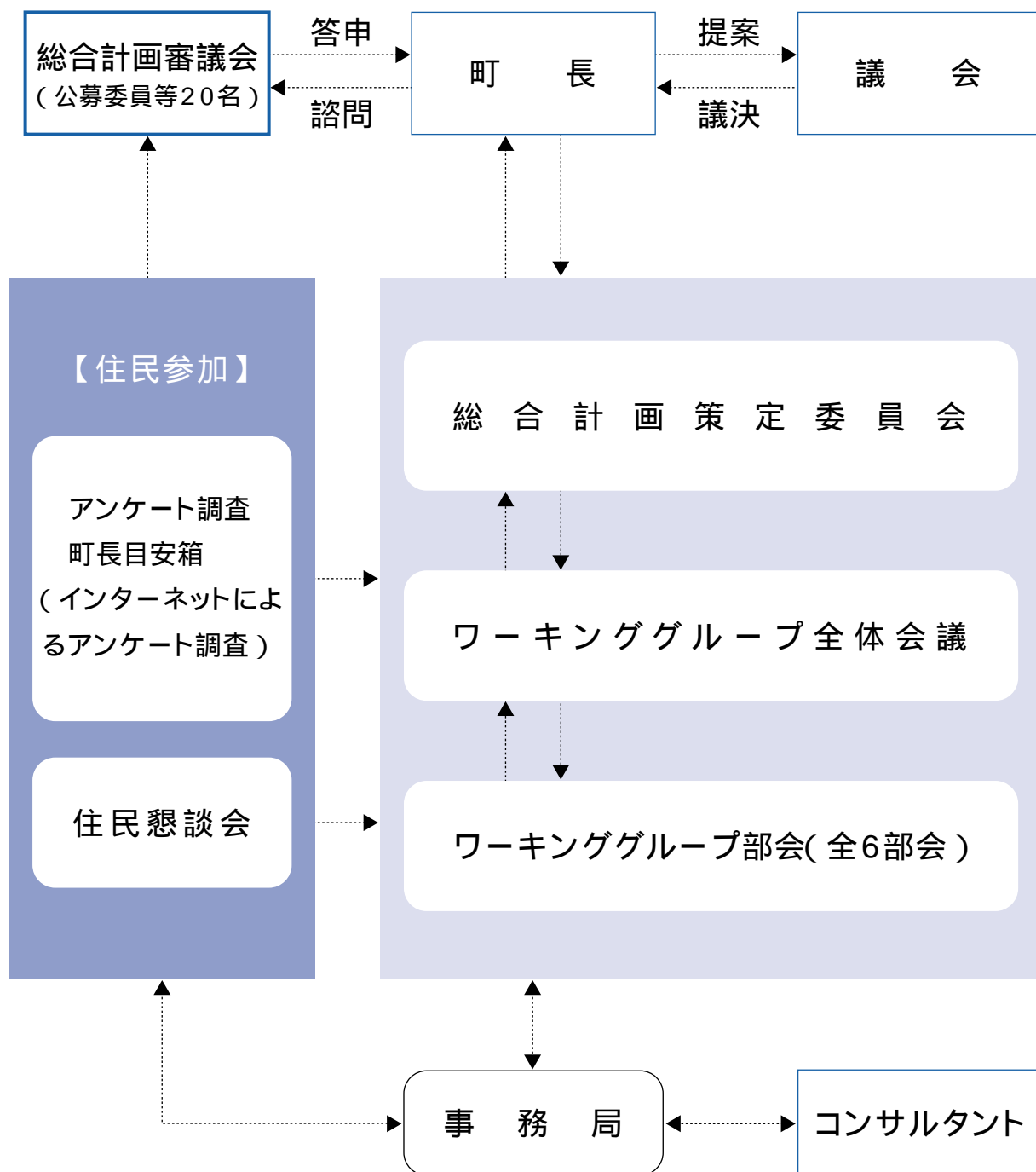


精華町第4次総合計画の策定経過

年 度	月	取 り 組 み 内 容
平成 13 年度	7月	第1回総合計画策定委員会開催
	8月	第1回ワーキンググループ全体会議 ワーキンググループ部会による第3次総合計画フォローアップ調査（全6部会、8月～10月、計30回開催）
		第2回総合計画策定委員会開催 第1回精華町総合計画審議会開催（基本構想案策定の諮問）
	9月	第3回総合計画策定委員会開催
	10月	第4回総合計画策定委員会開催 第2回精華町総合計画審議会開催
		第2回ワーキンググループ全体会議
	11月	第3回ワーキンググループ全体会議 第5回総合計画策定委員会開催
	12月	第6回総合計画策定委員会開催 第4回ワーキンググループ全体会議
		第3回精華町総合計画審議会開催
	1月	第7回総合計画策定委員会開催
	2月	第4回精華町総合計画審議会開催 若者アンケート調査
	3月	住民懇談会開催（精華中学校区） 住民懇談会開催（精華西中学校区） 町長目安箱システム運用開始
	平成 14 年度	4月
5月		第6回精華町総合計画審議会開催（基本構想案の答申） ワーキンググループ部会による基本計画策定作業（全6部会、5月～7月、計46回開催）
		第6回ワーキンググループ全体会議
6月		基本構想案を精華町議会に提案・議決
		第7回ワーキンググループ全体会議
8月		第8回ワーキンググループ全体会議 第9回総合計画策定委員会開催
9月		第10回総合計画策定委員会開催 基本計画案を精華町議会全員協議会での説明と意見聴取
10月		第11回総合計画策定委員会開催 第9回ワーキンググループ全体会議
		第12回総合計画策定委員会開催
		第4次総合計画（基本構想及び基本計画）を決定

総合計画策定委員会（部長会 12回）・ワーキンググループ全体会議（課長会 9回）
ワーキンググループ部会（課からの代表者 76回）

精華町第4次総合計画の策定フロー



● 精華町総合計画審議会設置条例

（昭和59年10月25日
条 例 第 24 号）

改正 平成2年7月7日 条例第13号

平成13年6月27日 条例第15号

（設置）

第1条 本町に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の付属機関として精華町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、精華町総合計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、町長に答申する。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 一般住民

（委員の任期）

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を総理し代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、専門的な調査研究に従事する専門委員を委嘱することができる。

2 前項において町長は、第3条第2項第3号に規定する学識経験を有する者を専門委員に委嘱することができる。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもってあてる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

(意見の聴取)

第9条 会長は、審議会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務部企画調整課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月12日から適用する。

附 則（平成13年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

精華町第4次総合計画審議会委員名簿

会長 副会長(H13.8.30現在・50音順)

No.	氏名	種別	所 属	役 職
1	上田 嘉雄	2号	精華町農業委員会	会長
2	大竹 房子	2号	川西婦人会	会長
3	奥田 登	1号	精華町議会	総務消防常任委員会 委員長
4	奥野 卓士	1号	精華町議会	議長
5	河村 年郎	4号	町内在住(祝園)	一般公募
6	猿橋 実	2号	学研都市精華・西木津地区 研究機関協議会(SRG)	代表
7	澤田 茂	4号	町内在住(精華台)	一般公募
8	島田 正則	2号	精華町商工会	会長
9	清水 真理子	2号	山田荘婦人会	会長
10	杉浦 英子	2号	精華町教育委員会	委員長
11	昔農 千春	4号	町内在住(下粕)	一般公募
12	関屋 忠義	2号	三洋ホームテック株式会社	代表取締役社長
13	玉岡 宣彰	2号	精華町社会福祉協議会	会長
14	東光 眞澄	2号	せいかグローバル社会を推進 するネットワーク会議	会長
15	中島 裕規子	2号	特定非営利活動法人舞台芸術 トレーニングセンター	理事長
16	西島 光雄	2号	精華町町政協力員協議会	会長
17	廣瀬 明彦	2号	相楽作業所	施設長
18	広原 盛明	3号	龍谷大学法学部	教授
19	船越 昇	3号	21 創精塾	塾長
20	吉川 和広	3号	財団法人関西空港調査会	理事

1号：町議会の議員 2人
2号：各種団体等を代表する者 12人

3号：学識経験を有する者
4号：一般住民

3人
3人

3 精企第 134 号
平成 13 年 8 月 30 日

精華町総合計画審議会

会長 吉川和広様

精華町長 鍬田利秋

精華町第 4 次総合計画の策定について（諮問）

精華町総合計画審議会設置条例（昭和 59 年条例第 24 号）第 2 条の規定に基づき、
精華町第 4 次総合計画基本構想の策定に関する事項について、貴審議会に諮問します。

平成14年5月9日

精華町長 鎌田利秋様

精華町総合計画審議会
会長 吉川和広

精華町第4次総合計画基本構想について（答申）

平成13年8月30日付け3精企第134号により諮問を受けた精華町第4次総合計画基本構想の策定について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、下記の意見を付して別冊のとおり答申します。

町長は、この答申に基づき今後の行政運営の指針として速やかに計画を決定し、その着実な推進を図られるよう希望します。

記

1. 計画の周知について

本計画は、「住民主体」のまちづくりへの転換をめざしたものであることから、計画の趣旨と内容についてあらゆる機会を通じて広く住民への周知に努めるとともに、計画実現のために住民がまちづくりへ主体的かつ積極的に参画できるようにされたい。

2. 答申内容実現の確認について

本計画策定の趣旨に鑑み、答申後の計画内容の実施状況について、引き続きその確認が行えるような機会を検討されたい。

以上